

平成27年度 大東市教育委員会 11月臨時会 会議録

1. 開催年月日

平成27年11月26日（木） 午後5時00分～午後5時30分

2. 開催場所

教育長室

3. 出席者（4名）

- ・ 教育長 亀岡 治義
- ・ 教育委員 小南 市雄
- ・ 教育委員 花田 眞理子
- ・ 教育委員 田中 佐知子

4. 出席説明員（5名）

- ・ 学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長 品川 知寛
- ・ 学校教育部指導監 松下 佳司
- ・ 生涯学習部長 南田 隆司
- ・ 学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・ 学校教育部教育政策室上席主査 米坂 知洋

5. 議事日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 教委議案第30号
大東市教育委員会教育委員に係る人事案件について

日 程 第 3 教委議案第29号
大東市文化財保護審議会委員の委嘱について

6. 議案書

教委議案第30号

大東市教育委員会教育委員に係る人事案件について

大東市教育委員会の下記の委員から辞職願が提出されたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

1 氏名 小南市雄

2 辞職年月日 平成27年11月30日

平成27年11月26日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡治義

理 由

平成27年11月19日付で、平成27年11月30日をもって教育委員の職を辞したい旨の申出があったので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものである。

教委議案第29号

大東市文化財保護審議会委員の委嘱について

大東市文化財保護審議会委員8人の任期が、平成27年12月24日満了するにつき、その後任として、大東市文化財保護条例施行規則第22条第1項の規定により、次表の8人を委嘱する。

平成27年11月26日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

氏名	所属等	専門分	備考
市川 秀之	滋賀県立大学教授	民俗学	再任
井戸田 博文	帝塚山大学名誉教授	法制史	再任
岡村 喜史	大東市史編纂委員	中世仏	再任
尾崎 明幸	刀剣技師		再任
神木 康代	元四條畷学園短期大学教授	教育史	再任
小貫 充	府立門真西高等学校教諭	考古学	再任
堀江 門也	元大阪府教育委員会文化財保護	考古学	再任
吉田 高子	元近畿大学教授	建築史	再任

7. 会議録

亀岡教育長

それでは、11月の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長ならびに教育委員3名、合計4名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事日程に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、花田委員によろしくお願いいたします。

次に日程第2 教委議案第30号「大東市教育委員会委員に係る人事案件について」ですが、人事に関する案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書きの規定により非公開としたいと思いますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、本案件は非公開とし、後ほど審議することといたします。

次に日程第3 教委議案第29号「大東市文化財保護審査会委員の委嘱について」説明をよろしく申し上げます。

南田部長

教委議案第29号「大東市文化財保護審査会委員の委嘱について」提案理由をご説明いたします。大東市文化財保護審議会は市内の区域内に存する文化財の保護、継承および活用に関する重要事項を調査、審議することを目的としまして大東市文化財保護条例第48条において設置されたものです。大東市文化財保護条例施行規則第22条により委員の定員は10人以内、任期は2年で再任を妨げないと規定されております。現在、8人を文化財保護審議会委員に委嘱しておりますが、任期が平成27年12月24日に満了いたしますので、次の8人を引き続いて委嘱いたしたく提案するもので全員が再任でございます。以上、よろしくご審議のうえご議決賜りま

亀岡教育長

花田委員

南田部長

亀岡教育長

亀岡教育長

亀岡教育長

すようよろしくお願いいたします。

この案件につきまして、ご意見・ご質問はございますか。

何回くらい再任されているのですか。

一番長くされている方ですと、昭和56年からお願いしていません。

他にございませんか。

無いようでしたら、この案件につきまして賛成の委員は挙手願います。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しましては承認といたします。

(日程第2 教委議案30号「大東市教育委員会教育委員に係る人事案件について」は非公開。議案は可決済み)

続きまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長職務代理者は、あらかじめ教育長が指名する委員がその職を行う旨規定されています。小南委員の退任に伴いまして、教育長職務代理者に花田委員を指名します。

平成27年12月25日

亀岡教育長

花田委員